

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録目次

第1号（10月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
副議長報告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
議長の選挙	3
議席の指定	4
会期の決定	5
議案第4号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	5
報告第2号 専決処分の報告について	5
議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	17
一般質問	18
7番 相馬 欣行議員	
質問内容 1 カーボンニュートラル（脱炭素社会）に向けた取り組みについて	18
（1）組合が管理する施設における取り組みについて	
（2）ごみ処理広域化実施計画の改定について	
3番 福森 真司議員	
質問内容 1 可燃ごみ焼却処理の1施設化に向けた検討について	23
2 コロナ禍における秦野斎場の運営について	23
4番 風間 正子議員	
質問内容 1 秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の改定状況について	28
閉 会	35
署名議員	37

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録

議事日程

令和3年10月6日(水) 午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第4号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について
- 第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 第7 議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について
- 第8 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8 議事日程に同じ

出席議員(10人)

1番	中村英仁	2番	野々山静香
3番	福森真司	4番	風間正子
5番	阿蘇佳一	6番	中山真由美
7番	相馬欣行	8番	大山学
9番	小沼富夫	10番	高橋文雄

欠席議員(なし)

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	沼 崎 千 春
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 經 済 環 境 部 長	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 環 境 産 業 部 策 長 環 境 資 源 対 策 課	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 經 済 環 境 部 参 事 兼 環 境 美 化 セ ン タ ー 所 長	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋		
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施 設 化 推 進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	國 廣 太 清
課 長 代 理 (議 事 担 当)	田 邊 健
議 事 担 当 主 事 補	渡 邊 千 佳

午前10時08分 開 会

○小沼富夫副議長 皆様、おはようございます。

議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長が選出されるまで、私が議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

副議長報告

○小沼富夫副議長 日程に入る前に御報告いたします。

令和3年9月9日付で相原學議員、八尋伸二議員、谷和雄議員、横山むらさき議員、風間正子議員、阿蘇佳一議員から辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

また、同日付で秦野市議会議長から、中村英仁議員、野々山静香議員、福森真司議員、風間正子議員、高橋文雄議員、阿蘇佳一議員が、当組合議会の議員に選出された旨の報告がありましたので、これを受理いたしました。

以上で報告を終わります。

仮議席の指定

○小沼富夫副議長 新たに秦野市から選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○小沼富夫副議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、副議長において風間正子議員、阿蘇佳一議員を指名いたします。

日程第1 議長の選挙

○小沼富夫副議長 日程第1 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることとし、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 御異議なしと認めます。

したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に高橋文雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名をいたしました高橋文雄議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋文雄議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました高橋文雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定に基づき告知いたします。

この際、議長に当選されました高橋文雄議員に御挨拶をお願いいたします。

高橋文雄議員。

〔高橋文雄議員登壇〕

○10番高橋文雄議員 おはようございます。議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま議員の皆様から御推挙いただきまして、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議長の大役を仰せつかりました高橋文雄でございます。身に余る光栄であると同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。秦野市、伊勢原市両市の発展とよりよい市民生活の実現のため、誠心誠意取り組んでいく所存でございます。今後とも議員各位、また執行部の皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げまして、議長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔高橋文雄議員降壇〕

○小沼富夫副議長 議事の進行について、議長と交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○高橋文雄議長 再開いたします。

ただいまから議長として職務を執行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 議席の指定

○高橋文雄議長 日程第2 「議席の指定」を行います。

新たに秦野市から選出されました議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長において指定いたします。

その議席番号と氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○小泉康男議会局長 朗読いたします。

1番、中村英仁議員、2番、野々山静香議員、3番、福森真司議員、4番、風間正子議員、5番、阿蘇佳一議員、10番、高橋文雄議員。

以上でございます。

○高橋文雄議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定することに決定いたしました。

日程第3 会期の決定

○高橋文雄議長 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 議案第4号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

○高橋文雄議長 次に、日程第4 「議案第4号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」から日程第6 「報告第2号・専決処分の報告について」まで、以上3件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました3件の案件について説明いたします。

初めに、「議案第4号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。令和2年度本会計の決算額は、お手元の決算書に記載したとおり、歳入総額29億

3,726万4,602円に対し、歳出総額28億4,516万6,364円となり、歳入歳出差引額9,209万8,238円を翌年度に繰り越しました。実質収支額については、令和3年度に繰り越す継続費通次繰越額等がないため、歳入歳出差引額と同額の9,209万8,238円となります。

また、本会計の予算現額に対する収入率は100.7%、執行率は97.5%でした。

それでは、令和2年度に実施した主な組合事業の成果を申し上げます。

まず、はだのクリーンセンターについては、平成28年4月1日から開始した12年間の長期包括運営業務委託に基づき、運営事業者との綿密な連携の下、長期的な展望を見据えた安定的かつ安全な管理運営に努めました。

また、施設での発電については、効率的な燃焼管理を行うことで最大限の発電量となるよう努めてまいりました。

次に、伊勢原清掃工場については、90トン焼却施設及び粗大ごみ処理施設において計画的な修繕整備を行い、施設の処理性能の維持や予防保全に努め、安全かつ安定した管理運営に取り組みました。

また、栗原一般廃棄物最終処分場においては、令和5年度末の埋立終了に向け、計画的な焼却灰の埋立処分を進めるとともに、浸出水処理施設の修繕整備を実施し、適正かつ安全な維持管理に努めました。

次に、秦野斎場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や消毒の徹底などの安全対策を講じながら、安定的な管理運営に努めました。

また、一層の市民サービス向上のため、令和3年度から指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者選定評価委員会を開催し、候補者を選定するなど所要の進めを進めました。今後も本組合と指定管理者の双方が手を携え、故人との別れをしのぶ大切な場にふさわしい施設であり続けるよう、適正な管理運営に努めてまいります。

次に、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場における環境保全対策としまして、両施設では煙突からの排ガスのほか、周辺環境の定期的な測定を行っています。いずれの施設におきましても、法令基準値を大幅に下回る良好な結果を得られました。

最後に、令和2年度のごみ処理の状況ですが、秦野・伊勢原両市から搬入された可燃ごみは5万8,173トンで、令和元年度に比べ2.1%、1,235トン減少しましたが、不燃・粗大ごみの搬入量は4,215トンで、令和元年度に比べ15.4%、561トン増加しています。

搬入されるごみの量については、環境への負荷を減らし、ごみ処理に必要なとなる財政負担や施設更新問題等の解決を図るために、さらなるごみの減量・資源化を進めることが不可欠です。引き続き、住民、事業者、行政が一体となった取組を両市と協調しながら進めてまいります。

以上、組合事業の概要を申し上げますが、決算の事項別明細や主要な施策の成果は、地方自治法第233条第5項の規定により、明細書、調書及び報告書を提出していますので、細部の説明は省略させていただきます。

なお、この決算について、監査委員からは、「審査書類は、いずれも法令の定めるところに従って調製され、計数は正確に表示されており、予算の執行も全般的に所期の目的に従い、効率的かつ適正に運用されているものと認める。また、財産管理は適正に行われ、基金もその目的に従い、適正に運用されているものと認める」との意見をいただきました。

次に、「議案第5号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。本案は、本組合監査委員のうち、識見を有する者として選任いたしておりました島和俊委員の任期が、本年10月4日をもって満了となりましたので、後任の委員に中村良典氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

最後に、「報告第2号・専決処分の報告について」を説明いたします。本組合の秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例について、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「デジタル庁設置法」の制定による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、この条例で引用する法律の名称及び条項に移動が生じ、並びに用語が改められました。

このため、本組合独自の判断を要しない条文の整理に関するものとして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、議会の委任による組合長の専決処分についてに基づき、本年8月17日に専決処分にて改正しました。このことについて、同法第180条第2項の規定により、報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○高橋文雄議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

日程第4 議案第4号 令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

○高橋文雄議長 まず、日程第4 「議案第4号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 伊勢原市議会選出の中山真由美でございます。ただいま高橋議長より発言の許可をいただきましたので、「議案第4号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」御質問します。

1点目、歳入決算額について、決算書4ページ、5ページ、歳入合計の予算現額29億1,767万9,000円

に対し、収入済額が29億3,726万4,602円、対予算現額で1,958万5,602円の増となっていますが、この主な理由について伺います。

2点目、歳出決算額について、決算書6ページ、7ページ、歳出合計の予算現額が29億1,767万9,000円に対し、支出済額が28億4,516万6,364円、不用額が7,251万2,636円となっていますが、この主な理由について伺います。

3点目、基金の決算年度中増減高について、決算附属資料の26ページ、財産に関する調書の4、基金において、組合が設置している3基金の決算年度中増減高が示されていますが、それぞれの増減要因について伺います。

以上、3点についてお伺いいたします。二次質問以降は、質問者席にて行います。

〔中山真由美議員降壇〕

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、御質問の1点目、決算書の4ページ、5ページ、歳入決算額について、財政主管課の総務課から予算現額と比較して多額の差額が生じたものを款別に3点、御説明いたします。

まず、款1分担金及び負担金は、予算現額18億8,030万5,000円に対し、収入済額18億4,621万1,000円で、約3,409万円の収入減となっています。両市からの分担金については、両市財政主管課等と年度末時期に令和2年度決算見込額を踏まえた適正額の協議を行いました。その結果、当初予算の分担金額から約3,409万円を差し引いても令和2年度に執行する予定の事業に影響が及ばないと判断し、出納整理期間に納入していただく第7回分担金の請求額において減額調整を行ったことに伴い、差額が生じたものです。

次に、款2使用料及び手数料のうち項2手数料については、全額ごみ処理手数料となりますが、予算現額3億2,129万8,000円に対し、収入済額2億8,247万540円で、約3,883万円の差額が生じています。このごみ処理手数料は、可燃ごみまたは不燃ごみをはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に直接持ち込まれた市民の方や事業者から、10キログラム当たり220円を徴収しているものです。収入減となった要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞していたことなどから、ごみ処理手数料の徴収対象となる事業系ごみを中心に、可燃ごみの搬入量が予定を大幅に下回ったことによるものと考えております。

最後に、款5繰越金ですが、予算現額5,367万9,000円に対し、収入済額は1億2,996万7,397円で、約7,629万円の収入増となりました。繰越金については、予算積算時点で前年度繰越金額が定まっていないことから、毎年度定額の4,000万円を当初予算に計上しています。令和2年度は、元年度からの繰越金1億2,996万7,397円のうち、1,367万9,000円を財源とした増額の補正予算を組んだことにより、予算現額は当初予算額の4,000万円と合わせまして5,367万9,000円となりました。残りの繰越金約7,629万円については、補正財源として活用する必要が生じなかったため、予算現額を上回る収入済額

となったものです。これらの収入増と収入減が相殺されまして、歳入決算額全体としては予算現額に対し1,958万5,602円の増となりました。

続いて、御質問の2点目、決算書の6ページ、7ページ、歳出決算額について不用額の主な理由をお答えいたします。歳出決算における不用額については、全体で7,251万2,636円のうち、約86%に相当する6,213万2,931円が3款衛生費で生じております。さらに、この衛生費の不用額のうち5,251万1,163円が2項の清掃費で生じておりますので、清掃費の目別に主な理由をそれぞれの主管課長から説明させていただきます。

初めに、総務課が主管する目1清掃総務費につきましては、施設課及び工場職員の人件費や組合全体の車両維持管理経費、ごみ処理広域化実施計画策定に係る経費を予算計上し、決算では約1,106万円の不用額が生じております。このうち、職員給与費である給料及び共済費において合わせて約696万円の不用額が生じておりますが、これは年度途中で職員1名が給与の支給されない介護休暇を取得した後、自己都合により退職したこと、及び予定していた再任用職員のうち1名が再任用を希望しなかったことなどによるものです。

また、ごみ処理広域化実施計画の策定に係る経費として、ごみ質の組成分析調査業務委託を一般競争入札で執行しましたが、入札差額により委託料に約383万円の不用額が生じました。

清掃費のうち、清掃総務費の主な不用額の理由は以上となります。

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 続いて、清掃費の目2工場費の不用額についてお答えいたします。

工場費は、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場の維持管理に係る経費を予算計上しており、全体では約2,794万円の不用額が生じております。これを節別に見ますと、特に金額が大きいものは需用費となり、消耗品費で約889万円、光熱水費で約1,454万円の不用額が生じております。

まず、消耗品費の減額要因については、秦野市及び伊勢原市のごみ減量・資源化施策の成果や、コロナ禍の影響を受けた事業活動の停滞等に伴い、可燃ごみの搬入量が減少しております。このため伊勢原清掃工場90トン焼却施設における焼却量が当初計画9,500トンに対し、令和2年度実績は1,182トンの減で8,318トンとなり、焼却処理に必要な薬剤購入費等が減となったことによるものです。

次に、光熱水費については、電力供給に係る事業者選定を条件付き一般競争入札により執行したことで、1キロワットアワー当たりの契約単価を低く抑えられたことや、焼却量の減少に伴う電力消費量の減によるものです。

工場費のうち主な不用額と生じた理由につきましては、以上のとおりとなります。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、同じく清掃費の目3クリーンセンター費の不用額について御説明いたします。

はだのクリーンセンターの維持管理に係る予算を計上しているクリーンセンター費の不用額は約

1,350万円となりましたが、これは主にはだのクリーンセンター長期包括運營業務委託及び焼却灰の圏外運搬資源化処理委託により生じたものでございます。

まず、長期包括運營業務委託については、人件費や維持管理経費等の固定費と、光熱水費や薬剤費等の変動費で構成されております。このうち変動費は、契約単価に月ごとの可燃ごみ搬入量に乗じて算出される所、令和2年度は、先ほど工場費の説明でもありましたとおり、両市のごみ減量施策やコロナ禍の影響を受け、可燃ごみの搬入量が予算計上時の数量と比べ減少したことから、約360万円の減となったものでございます。また、この搬入量減に伴い、焼却処理後に発生する焼却灰の圏外運搬資源化処理委託につきましても、予算計上時の数量を実績が下回ったため、約535万円の不用額が生じたものです。

御質問の2点目、歳出決算額の不用額に係る説明は以上となります。

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 続いて、御質問の3点目、決算附属資料の26ページ、基金の決算年度中増減高に係る増減要因を御説明いたします。

初めに、施設整備基金については、施設整備に充当するため設置しているものです。令和2年度においては、大規模な施設整備を実施しなかったため基金からの繰入れは行わず、また積立ては預金利子収入のみであったことから、年度中増減高は2,000円の増にとどまりました。

次に、減債基金については、組合債の償還に必要な財源の安定した確保を図るため設置しているものです。具体的な充当先としましては、現在償還を続けているだのクリーンセンター建設及び秦野斎場増築改修事業に伴い借入れしました組合債の償還金となり、歳出予算では4款公債費が該当いたします。令和2年度においては、基金残高等を踏まえ3億円を基金から組合会計へ繰入れする一方、クリーンセンター売電収入と預金利子収入、合わせて約3億3,826万円を積立てしたことから、差引きで約3,826万円の増となったものです。

最後に、職員退職給与準備基金については、職員退職給与資金準備のため設置しているもので、当該年度における退職者へ支給する退職手当の支払いに充当しています。令和2年度においては、定年退職者1名分の退職手当に相当する1,732万円を基金から組合会計へ繰入れする一方、令和3年度以降の定年退職者数等の将来予測を踏まえ、計画的に資金を準備していく観点から、預金利子収入と合わせて約1,978万円を積立てし、差引きで約246万円の増となったものです。

以上です。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、二次質問をいたします。

コロナ禍の影響を受けた歳出決算額の増加要因について、一次質問の答弁で歳入についてはコロナ禍の影響を受けたごみ搬入量の減により、ごみ処理手数料が減収となり、また歳出については可燃ごみ焼却処理に係る薬剤購入費や委託料等が減になり、不用額が生じたことは理解いたしました。

こうした中、歳出面では、コロナ禍により減となった経費だけではなく、感染症対策等で増大した経費もあるのではないかと推察いたしますが、どのようなものであったのか伺います。

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再質問にお答えいたします。

御質問は、コロナ禍の影響を受けた歳出決算額の増加要因についてとなります。主な増加要因といたしましては、不燃・粗大ごみ搬入量の増加に伴う経費と、御指摘の感染症対策に伴う経費の2点に分けられます。このうち、私からは不燃・粗大ごみの処理経費について御説明いたします。

コロナ禍の影響により、可燃ごみが減となった反面、不燃・粗大ごみ搬入量の令和2年度実績は4,215トンとなり、令和元年度実績3,654トンに対し561トンの増、率にして15%上回りました。この要因は、外出自粛等によって自宅で過ごす時間が増え、片付けごみ等が増加したことによるものと考えております。

そのため、不燃・粗大ごみの処理に係る経費については、不燃物残渣の圏外処理に係る業務で約887万円、ベッド等スプリング類の解体業務で約250万円、可燃性粗大ごみの運搬業務で約5万円、以上3つの業務合計で1,142万円の委託料が当初予算額よりも増加となりました。

私からは以上となります。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、感染症対策に伴い生じた組合が所管する各施設における経費を一括して御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本組合がごみの焼却処理や火葬業務など市民生活に直結した業務を行っており、事業継続が求められていることを踏まえつつ、施設ごとに実施してまいりました。

まず、はだのクリーンセンターでは、施設の来場者及び事務所の職員が使用する手指消毒用のアルコール消毒液、また消毒液用の足踏み式スタンド、非接触型の体温計等を購入し、感染対策に努めました。

また、伊勢原清掃工場でも同様に、手指消毒用のアルコール消毒液などを購入するとともに、他の施設に比べて事務室内の空間が狭いことから、飛沫の飛散防止対策のためビニールシートを購入し、職員同士が対面する座席の間に設置をいたしました。

また、秦野斎場については、他の施設と同様、消毒液等や足踏み式スタンド等の購入をしたほか、来場者の体調管理を徹底することを目的に、体温を自動的に測定できるサーモカメラを2台購入いたしまして、1階エントランスと2階売店前にそれぞれ設置をいたしました。

これら感染症対策のため、消耗品費や備品購入費等合わせて約39万円を執行いたしました。いずれも小規模な予算対応が中心となりましたことから、他の消耗品購入を控えることや、同目内の他の節から予算流用することによりまして、必要な財源を確保することができました。

以上です。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、三次質問をいたします。

基金の活用について、コロナ禍の収束が見通せない中、今後も厳しい財政状況が続くと想定されますが、組合事業の安定的な継続を図るためには、財政負担の平準化などに有効な手法として基金の活用が重要と考えます。

一次質問の答弁では、令和2年度決算において、組合が設置する3基金のうち、減債基金と職員退職給与準備基金のみ繰入れを行ったとのことですが、この繰入金はどのように算定されたものか伺います。

また、令和2年度中に繰入れを行っていない施設整備基金については、今後どのように活用していくのか、そのお考えを伺います。

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の質問にお答えいたします。

御質問は、令和2年度決算における繰入金の算定方法について及び施設整備基金の活用についてです。初めに、繰入金の算定方法について御説明いたします。まず、減債基金につきましては、はだのクリーンセンター売電収入を原資に積立してしていますので、その収入見込額から基金残高を推計し、繰入れ可能な最大限の額を予算計上しております。令和2年度予算においては、この額を3億円と見積もっており、当初予算額どおりに繰入れしたものです。

次に、職員退職給与準備基金につきましては、令和2年度定年退職者1名分の退職手当に相当する額を予算計上し、実際の支給額に合わせ繰入れをしたものです。

続いて、施設整備基金の活用につきましては、令和元年度以降、運用利子収入の積立てのみを行う状況でしたが、令和3年度からは新たな自主財源となった秦野斎場の火葬残骨灰売渡料を全額積立してしています。この火葬残骨灰売渡料を原資とした積立金は、秦野斎場における修繕整備や将来的に火葬炉を増設する際の事業費に充当する予定です。

本組合が実施する施設整備は、施設の特性上、多額の経費がかかる場合が多く、単年度に支出が集中しますと両市の分担金額に大きく影響いたします。こうした財政負担を可能な限り平準化できるよう、今後の事業内容に応じた施設整備基金の計画的な活用を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

[中村英仁議員登壇]

○1番中村英仁議員 秦野市議会選出の中村英仁でございます。「議案第4号・令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」質疑させていただきます。

令和2年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計決算における主要な施策の成果報告書において、主な

組合事業の概要と成果の9ページに、不燃物残渣1,583トンのうち297トン圏外民間施設で燃料ガスなどに資源化し、残り1,286トン圏外民間処分場で埋立処分をいたしましたとあります。埋立処分の量と比べ、資源化の量が少ないと感じます。SDGsの視点からも持続可能な社会をつくっていく上で、資源化することが望ましいと考えますが、資源化する量を増やすことは可能なのか、拡充する考えはないのかをお伺いします。

次に、同じく主な組合事業の概要と成果7ページに、今後も積極的に環境学習の機会を設け、多くの市民に対し、ごみ減量を身近な問題として捉えていただけるよう努めてまいりますとあります。ほだのクリーンセンターでは、以前、冬のクリセンフェスタが開催され、私も参加させていただきました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症のため、市民来場型のイベントは見送られる事例も多かったように思いますが、これまでの環境学習についての取組はどのようなかお伺いいたします。

二次質問以降につきましては、質問者席で行います。

[中村英仁議員降壇]

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 中村議員の御質問にお答えします。御質問は大きく2点、不燃物残渣運搬処分について及び環境学習への取組についてとなります。このうち、私からは1点目の不燃物残渣運搬処分について、資源化量を増やしていくことに対する見解をお答えします。

初めに、不燃物残渣とは、両市から伊勢原清掃工場に搬入された不燃・粗大ごみを選別・破碎した後、鉄やアルミなどの有価物として回収できるものを除いた布、プラスチック、ガラスなどとなります。この不燃物残渣は、議員御指摘のとおり、全量を圏外の民間施設等において埋立、または資源化により最終処分しているところですが、搬出先の確保に当たっては事業継続の観点から、災害等による運搬経路の遮断や施設の故障などを想定し、リスク分散を図ることが重要と考えます。

そのため、令和元年度までは埋立処分場が1か所、資源化処理施設が1か所、それぞれ所在する地域が異なる2つの施設へ搬出しておりましたが、令和2年度から新たに埋立処分場を1か所確保し、現在3つの施設で処理、処分を行っております。こうした現状を踏まえた上で、御質問の資源化量を増加することについてお答えをいたします。

令和2年度の実績を内訳で申し上げますと、埋立処分は長野県中野市の施設で986トン、1トン当たり税込み3万2,780円、さらに三重県伊賀市の施設で300トン、1トン当たり4万7,300円で処分をしております。

一方、資源化処理については、埼玉県寄居町の施設で297トン、処理単価は1トン当たり税込み5万9,950円となっており、資源化は処理工程が複雑なため、埋立処分に比べると経費が割高になります。

したがって、財政面を考慮すると、現状では資源化事業者から受入れ最低量として示されている300トンが、本組合における最大限の資源化量になるものと考えます。

しかしながら、環境負荷の低減に向け資源化の拡充は重要な取組であるものと認識しておりますの

で、今後も新たな資源化処理の施設や手法など多様な情報収集に努めてまいります。

私からは以上となります。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、御質問の2点目、環境学習への取組についてお答えいたします。

本組合における環境学習の取組といたしましては、通年ではだのクリーンセンターの施設見学を受入れしており、両市内の小学校や御家族連れ、各種団体など幅広い層の方々へ施設の御案内と併せ、ごみ問題に対する意識啓発等に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の令和元年度までは、夏休み期間中、お子様と保護者の方を対象といたしました夏休み親子見学会などの特別なイベントも実施しておりました。さらに、従来は基本的に個別要望に応じて実施する、やや受け身の姿勢もございましたが、より積極的なPRを図るため、参加者募集型のイベントを企画し、令和2年1月に第1回冬のクリセンフェスタを開催いたしました。

このクリセンフェスタにつきましては、楽しみながら、ごみ問題等を学んでいただこうとクイズラリーなどを含めて開催いたしましたところ、来場者アンケートでも大変好評をいただいたところでございます。令和2年度におきましても時期を変えて同種イベントを開催するための準備を進めておりましたが、コロナ禍の影響により、感染拡大防止の観点から見送ることとした経緯がございます。

こうした状況下であっても、可燃ごみ焼却処理の1施設化へ向けごみ減量等のさらなる周知を図り、またはだのクリーンセンターをより身近な施設として感じていただくことが重要であります。そこで、施設やごみの自己搬入手順を紹介する動画を職員により自主制作し、動画サイトのユーチューブなどで公開しております。この動画は、タウンニュースや両市の広報紙でその取組内容に関する記事も掲載いただきました。

さらに、令和3年2月には、本組合のホームページ上で、同じくこの動画を活用いたしましたオンラインクリセンフェスタを開催するなど、実際に来場いただかなくても施設見学を体験していただけるよう取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 ありがとうございました。では、二次質問をさせていただきます。

環境学習への取組についてでございますけれども、現在、コロナ対策のため、来場イベントは開催できていない状況です。その代わりにオンライン上での見学動画を作成して、オンラインクリセンフェスタを開催されたことは、新たな試みとして評価をいたします。

しかし、子供たちにとって、実際に来場して、見て、体験するといったことは大変重要なことだと思います。以前、私が体験させていただきましたクリーンセンタークルーズは、アトラクション形式で私自身も楽しめましたし、もちろん子供さんも大喜びだったと思います。また、体験ガイドツアーな

ど施設内のふだん見られないようなところもガイドの方に案内してもらえることは大変貴重であることから、多くの子供さん、親御さんに参加していただきたいと思います。

そこで、次の質問ですけれども、前回のクリセンフェスタの開催は冬の日曜日だったと思いますけれども、日曜日にクラブ活動や習い事をされている子供は参加できないことから、より多くの子供たちにも参加していただけるように曜日や季節を変え、年に数回開催していくようなことを考えますけれども、そのようなことはできないかお伺いいたします。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。御質問は、来場型イベントの再開と、その拡充についてでございます。

初めに、ただいま議員のほうから御紹介いただきました第1回冬のクリセンフェスタにおいて実施した企画の一つでありますクリーンセンタークルーズについて、若干御説明いたします。この企画は、ガイド役の職員が運転する公用車に参加者の方をお乗せし、実際にごみの収集車両が通行する手順に沿って施設を御案内したものでございます。テーマパークのアトラクションを参考にいたしまして、お子様でも楽しみながら、ごみの搬入の流れを体験していただけるという内容といたしました。

こうした企画を含めまして、多くの方々から御好評いただいているクリセンフェスタにつきましては、両市が実施するイベントと重複する時期を避けること、また隣接する名水はだの富士見の湯とのコラボレーションも可能となったことから、温浴施設で体を温めていただけるよう、冬場での開催としたものでございます。加えて、ふだんの施設見学は平日のみの受入れとなっているため、お仕事をされている方でも参加しやすくなるよう日曜日の開催といたしました。

なお、先ほど御説明いたしましたクリーンセンタークルーズなどは、施設の敷地全体を活用した企画でありまして、両市の計画収集車両と通行動線が重複する部分が多く存在するため、唯一両市からの搬入受入れがない日曜日以外の開催は難しいという面がございます。そのため、季節あるいは曜日を変えて実施するに当たりましては、参加者の安全とごみ収集車両の円滑な通行の確保等を念頭に置きまして、適切な時期や企画内容を検討する必要があります。

ただいま申し上げました点を踏まえまして、クリセンフェスタのようなイベントを再開、あるいは拡充していくということは、現状のコロナ禍を踏まえまして、感染者数の推移等を見極め、慎重に判断していくこととなります。

しかし、イベントの開催を通じまして、お子様をはじめ市民の皆様にも本組合のごみ処理施設や環境問題に対する理解を深めていただくことは、大変重要であると認識しております。本組合といたしましては、今後も様々な工夫を凝らしつつ、状況に応じた精力的な取組に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 御答弁ありがとうございます。では、少し要望させていただきます。

質問の1点目にありました1つ目の不燃物残渣についてですけれども、資源化の拡充についてはリスク分散や財政状況の様々な課題があることは、よく分かりました。ただ、先ほども申しましたが、SDGsの考えからすれば、持続可能な社会へ向け埋立処分をできる限り減らしていくことは大変重要なことだと考えております。資源化処分は経費が高く、両市の分担金への負担もありますけれども、資源化拡充に向けた検討をぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目の環境学習についてでございますけれども、子供たちへの環境学習を通じて、その親御さんの理解、意識も高まると考えております。また、子供のときの体験は、成長後の環境問題への関心も高まると思います。組合としても開催に向け前向きに検討をするとのことですが、こうしたイベントには周知方法の工夫も大変重要だと考えております。

最寄りの秦野駅からクリーンセンターまでは距離がありますし、案内図を作成し、例えば飲食店や名所や、お土産を購入できる場所などを紹介して、帰りに立ち寄ったりできますので、より来場者が楽しめるのではと考えております。ぜひコロナ対策で課題等は当然ありますけれども、名水はだの富士見の湯を所管する秦野市観光振興課など、そういうところとも連携して、イベント再開に向けて検討していただきたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋文雄議長 賛成全員であります。

したがって、議案第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5 議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○高橋文雄議長 次に、日程第5 「議案第5号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第5号を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、これに同意することに決定いたしました。

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

○高橋文雄議長 次に、日程第6 「報告第2号・専決処分の報告について」を議題といたします。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

日程第7 議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○高橋文雄議長 次に、日程第7 「議案第6号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、一身上の事件と認められますので、地方自治法第117条の規定に基づき阿蘇佳一議員の退席を求めます。

〔阿蘇佳一議員退席〕

○高橋文雄議長 それでは、組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「議案第6号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。

本案は、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任いたしておりました大中学委員が本年10月5日をもって辞職されましたので、後任の委員に阿蘇佳一議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○高橋文雄議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第6号を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、これに同意することに決定いたしました。

阿蘇佳一議員の着席を認めます。

〔阿蘇佳一議員着席〕

日程第8 一般質問

○高橋文雄議長 次に、日程第8 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

相馬欣行議員。

〔相馬欣行議員登壇〕

○7番相馬欣行議員 伊勢原市議会選出の相馬欣行です。ただいま議長に質問の機会をいただきましたので、事前に通告しましたカーボンニュートラル（脱炭素社会）に向けた取り組みについて一般質問しますので、答弁をよろしくお願いします。

前菅総理は、2020年10月26日の臨時国会で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年、カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を目指すことを宣言しました。

また、本年4月には、2050年、カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減、さらに50%の高みに向け挑戦を続けるとしています。実現に向けた地球温暖化対策における法律では、環境基本法や地球温暖化対策推進法であり、パリ協定やカーボンニュートラルの実現を踏まえ、2021年3月に見直しされています。

なお、御存じのとおり、この目標は削減ありきではなく、発生と吸収を加味し、ライフサイクル全体でCO₂を増加させず、収支ゼロにする考え方があります。国・地方脱炭素実現会議が令和3年6

月にまとめた地域脱炭素ロードマップでは、「地方からはじまる、次の時代への移行戦略」と題し、戦略の取組が記載されています。

その中で、2050年カーボンニュートラルに向けては、今からさらに新時代に、新エネ性能の向上や再エネ施設の導入、電化や燃料転換による脱炭素を進めることが必要なこと、意欲と実現可能性の高い地域から全国に広げる実行の脱炭素ドミノを起こす、野心的な目標に向けて今後の5年間で集中期間とし、政策を総動員して取組を加速させることを掲げています。無論まちづくりの主政策に掲げ、カーボンニュートラルの達成に向けた取組は、秦野市、伊勢原市が取り組むものと考えますが、二市組合としても管理するはだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場、秦野斎場などの施設でも取組が必要な内容も網羅されています。今後、全国の一部事務組合による先進的取組が展開されてくるものと考えます。

具体の質問として、先ほど述べたように、地球温暖化の抑制に向けた脱炭素社会の実現には、長期ビジョンに基づいた取組が必要である。現在のエネルギー需要と20年、30年後では、技術の進歩とともに社会の価値観が大きく変わってきます。二市組合としての受け止めや取組について確認をいたします。

次に、ごみ処理広域化実施計画の改定について、二市組合として改定作業を進めていますごみ処理広域化実施計画の改定に併せ、カーボンニュートラルの具体的な取組についても政策として落とし込む必要があると考えます。秦野市、伊勢原市両市の計画に合わせる必要があるため、具体の政策内容を落とし込むことは難しいかもしれませんが、内容について確認をいたします。

以上、壇上からの質問とし、二次質問以降は質問者席から行います。

[相馬欣行議員降壇]

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 相馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国が本格的に推進を開始したカーボンニュートラルに対する本組合としての受け止め方や取組について御説明いたします。社会全体でカーボンニュートラルの実現に向けた機運が高まる中、本組合といたしましても長期的な視点に立ち、施設の安定稼働を図りつつ、脱炭素化あるいは二酸化炭素の削減・発生抑制に取り組んでいくことが、今後の重要な課題になってくるものと受け止めているところでございます。

そこで、本組合が管理する施設の中でも、化石燃料の消費によって二酸化炭素を発生させることになる葬祭施設とごみの焼却処理施設における現状の取組について、それぞれ御説明いたします。まず、葬祭施設である秦野斎場では、施設の老朽化や将来的な火葬需要の増加に対応するため、平成28年度から30年度にかけて増築・改修事業を実施し、環境負荷の低減につながる様々な工夫を取り入れた上で、施設の全面的な更新を行いました。

具体的には、燃料の消費効率が高い新型の火葬炉を導入したことにより、従来に比べて運転時に使

用する白灯油の消費量を火葬1件当たり約2割削減しております。また、館内における電力の消費量を削減するため、冷暖房等の空調設備については、他の化石燃料よりも二酸化炭素の排出量が少ないプロパンガスによるガスヒートポンプシステムを採用しております。そのほかエントランスや収骨室は、太陽光を効果的に取り入れる設計とするなど、自然エネルギーの活用も図っているものです。

次に、ごみの焼却処理を行うはだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場90トン焼却施設における取組を御説明いたします。焼却処理施設から排出される二酸化炭素は、大きくエネルギーの消費に由来するものと、焼却処理に由来するものに分かれます。このうち、エネルギーの消費に由来する二酸化炭素とは、主に焼却炉の立ち上げと立ち下げを行う際に白灯油を消費することによって発生するものです。焼却炉においては、通常ごみを燃やしている間は、ごみを投入し続けることで炉内が高温に保たれることから、白灯油は使用いたしません。

しかしながら、点検、整備等に伴い炉を一旦停止した後、再び立ち上げを行う際には、ダイオキシン類の発生防止を目的として、温度を一定の高さまで上昇させるために白灯油を使用する必要があります。加えて、立ち下げを行う際にも、ごみを完全に焼却できるまで炉内を高温に保つ必要があることから、立ち上げ時と同様に白灯油を使用いたします。このように焼却炉の仕組み上、白灯油の使用は不可欠となりますが、使用する機会が限られますので、施設から排出する二酸化炭素の量としては多くないものと考えております。

また、同じく焼却処理施設で発生する焼却処理に由来する二酸化炭素とは、両市から搬入された可燃ごみを焼却した結果、生じるものであります。カーボンニュートラルの考え方では、このうち草木等の生物に由来するバイオマス分を焼却処理することで発生した二酸化炭素については、植物が成長過程で光合成により吸収した量と相殺することとされています。言い換えますと、生物由来のごみについては、焼却処理をしたとしても実質的に二酸化炭素の排出量がゼロという考え方をすることになるものです。

したがって、二酸化炭素削減の観点からは、プラスチックやビニール等、生物由来以外のごみを減量していくことが重要であるため、両市とともに可燃ごみの減量と併せて適正分別の徹底と資源化の推進を促してまいりたいと考えております。

また、はだのクリーンセンターでは、焼却処理によって生じる熱エネルギーを活用した発電を行っており、発電所としての機能を有しています。こうしたごみ発電を行うことで、火力発電所等における化石燃料の消費量が削減されることから、社会全体として見ると二酸化炭素の削減に寄与しているものと認識しております。

なお、伊勢原清掃工場の90トン焼却施設では発電設備を有しておりませんが、同施設を早期に稼働停止し、焼却処理の1施設化を実現できれば、本組合の施設から排出される二酸化炭素の総量を削減することにつながると考えております。

続いて、現在、両市とともに改定作業を進めておりますごみ処理広域化実施計画におけるカーボン

ニュートラルに向けた取組内容を御説明いたします。平成28年度に策定した現行のごみ処理広域化実施計画は、秦野・伊勢原両市のごみ処理基本計画に位置づけられた施策や目標値を合算し、本組合を含めた三者で秦野・伊勢原ブロックとしての内容に取りまとめたものです。

現行計画では、焼却処理施設における発電の取組やごみの減量・資源化に関する目標等を掲載しておりますが、カーボンニュートラルという観点から具体的な取組を位置づける内容とはなっておりません。

また、改定計画におきましても、現時点では三者で具体的な検討を進めていないことから、現行計画に近い形の内容にとどまるものと考えております。

しかしながら、秦野市では、令和3年度の高橋市長の施政方針においてゼロカーボンシティへの挑戦を表明しており、伊勢原市においても同様に準備を進めていると伺っておりますので、今後、廃棄物処理分野におけるカーボンニュートラルの考え方が両市で取りまとまった際には、秦野・伊勢原ブロックとして広域化実施計画に反映させることになろうかと思われま。

このように計画上で明確な考え方をお示しすることが難しい状況となりますが、広域化実施計画に基づき、ごみの減量を推進することで焼却処理の1施設体制化を実現し、さらに両市と連携しつつ、プラスチックごみ等の適正分別を徹底することにより、結果的にカーボンニュートラルに寄与できるものと考えております。

本組合といたしましては、ただいま申し上げました取組を今後も継続することで、カーボンニュートラルという観点を含めて地球環境に配慮しつつ、安全と安心を両立した施設運営に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋文雄議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 御答弁ありがとうございました。順次再質問させていただきます。

二次質問として、カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた地域脱炭素ロードマップの中では、二市組合の事業内容についても触れられている部分もあります。焼却熱を利用し、電気を発電、売電していることは承知をしていますが、太陽光・風力・水力発電施設などや、発電した電気を二市組合施設への利活用や災害時の非常用電力として貢献するため、蓄電施設の設置に向けた取組について見解を伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、本組合が管理運営する施設における自然エネルギーを活用した発電設備や蓄電施設の設置に向けた取組についてでございます。本組合の施設では、はだのクリーンセンターで発電を行っているものの、蓄電する設備はなく、発電した電力は施設の運転や室内の照明等に利用した上で、余った電力は全て電力会社へ売電しております。

また、はだのクリーンセンターで屋外の照明用に利用している小規模な太陽光発電設備などごく一部を除いて、太陽光や風力、水力等のいわゆる自然エネルギーを活用した発電設備は設けていない状況です。既存の施設にこうした設備を取り入れることにつきましては、費用対効果や設置場所等の課題が存在することから、難しいものと考えております。

しかしながら、カーボンニュートラルの実現に向け、本組合が一層貢献していくためには、現状の取組を発展させる観点も持つておかななくてはならないと捉えています。

したがいまして、御質問の点につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。将来的に各施設の更新を計画する時期が到来した際には、社会全体の取組状況を踏まえた上で、導入の実現性等を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 クリーンエネルギーの需要は今後ますます高まると考えることから、管理する施設内での発電手法と、さらに燃料転換に向けた継続した研究をお願いしたいと思います。

また、先ほど焼却灰の再利用の話にもありました脱炭素社会については、多くの分野で、多くの取組を成し遂げていかないと目標達成は難しいと思います。さらなる研究を継続してお願いをしたいと思います。

三次質問として、同じくロードマップの中では、電化や燃料転換等による脱炭素の推進を掲げております。二市組合として管理する施設の中で、燃料転換による脱炭素が寄与する事案について見解を伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、本組合の施設における燃料転換による脱炭素化に寄与する事案の見解についてでございます。本組合の施設において消費する主な燃料は、葬祭施設とごみの焼却処理施設で消費する白灯油ですが、こうした化石燃料を脱炭素化に寄与するエネルギーに転換していくことについて、事例を交えつつ御説明をいたします。

まず、秦野斎場では、平成30年度に新たな火葬炉を導入した際、白灯油のほか、二酸化炭素の排出が少ない天然ガスを燃料とする設備の検討も行いましたが、火葬業務の安定性を踏まえ、備蓄や調達が可能となる白灯油に優位性があるとの結論に至った経緯があります。

また、海外における事例では電気式の火葬炉も存在するとのことですが、電気式火葬炉では遺骨が形を残さず、収骨を行うことが困難になるため、日本の火葬習慣にはなじまないものと考えております。

次に、ごみの焼却処理施設につきましては、他の自治体におきまして既存の都市ガス網を利用し、天然ガス等の活用を図ることで二酸化炭素の発生量を抑えている事例があるようですが、葬祭施設の

場合と同様に、天然ガスは白灯油と比べ災害時における安定供給面での課題がございます。加えて、はだのクリーンセンター周辺には都市ガス網が整備されていないことなどから、導入が難しいものと考えられます。こうした事例等を踏まえますと、現状では、本組合が責務とする安定的かつ継続的な施設の管理運営を遂行する上で、今後も白灯油を使用せざるを得ないのが実情でございます。

しかしながら、今後の技術革新等によっては、本組合の施設に適した燃料の代替手段等が開発される可能性もあることから、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を模索していく中で、積極的な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。質問を少しまとめさせていただければと思います。

現状の中では、課題があることは承知しました。地域脱炭素ロードマップでは、現施設の更新時期を見据えての対策を言及しています。すなわち10年後、また30年後の近未来での構築を目指しています。今後、さらなる技術開発が進むことで、国の動きも加速してくるものと考えますし、それに併せ秦野市、伊勢原市両市が脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組を推進されることとなります。

事業内容でいえば、ごみの抑制が最大の対策となり、目標とする3,400トンの削減に向け、市民への理解促進活動が重要と考えます。カーボンニュートラルの目標とする2050年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることは非常に高い野心的目標であり、簡単にクリアできる数値ではないものと考えことから、両市の施策展開を注視しながら、長期展望に立った今後の対応、貢献につなげていただくことを要望し、私の一般質問を終了します。ありがとうございます。

○高橋文雄議長 以上で相馬欣行議員の一般質問を終わります。

福森真司議員。

〔福森真司議員登壇〕

○3番福森真司議員 皆様、こんにちは。秦野市議会選出の福森真司でございます。ただいま高橋議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

それでは、まず大項目の1、可燃ごみ焼却処理の1施設化に向けた検討についてお伺いをさせていただきます。現在、二市組合におきまして、可燃ごみの焼却施設は、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場90トン焼却施設の2施設体制となっておりますが、平成28年度に策定した広域化実施計画では、老朽化した90トン焼却施設を閉鎖し、クリーンセンター1施設化体制への移行について記載されております。今年度は、その実施計画の改定の年でございます。現在、作業が進められていると思いますが、その検討状況はどのようなかお伺いさせていただきます。

続きまして、大項目の2、コロナ禍における秦野斎場の運営についてお伺いさせていただきます。新型コロナウイルス感染者数は、これまで全国で累計170万人を超え、1万7,000人を超える方がお亡くなりになられております。10月5日現在の感染者数は、秦野市1,587名、伊勢原市1,079名となって

おります。これまで新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方の火葬件数は何件か、またどのように火葬されているのかお伺いをさせていただきます。

二次質問以降につきましては、質問者席にて行わせていただきます。

〔福森真司議員降壇〕

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 福森議員の御質問にお答えをいたします。御質問は大きく2点、可燃ごみ焼却処理の1施設化に向けた検討について及びコロナ禍における秦野斎場の運営についてでございます。

初めに、1点目の可燃ごみ焼却処理の1施設化に向けた検討についてお答えをいたします。平成29年3月に秦野・伊勢原両市及び本組合の三者で策定した現行のごみ処理広域化実施計画においては、令和7年度末までに可燃ごみの焼却処理をはだのクリーンセンター1施設体制へ移行することが位置づけられています。この広域化実施計画は、策定から5年目を迎えた令和3年度が中間目標年度に当たることから、1施設化の移行時期を含めた三者のごみ処理体制に係る重要課題の検討と併せて、現在、改定作業を行っております。

御質問の1施設化に向けた検討状況といたしましては、家庭ごみ及び事業系ごみの組成分析調査結果や、可燃ごみ量の実績、今後のごみ減量・資源化施策の効果等に基づく令和4年度以降における焼却対象量の将来推計を考慮した上で、三者により最適な移行時期を検討いたしました。この将来推計におきましては、今後の焼却対象量が現行計画どおり令和7年度末までに1施設化が可能となる水準で推移していくことになると見込んでおります。

しかしながら、三者で協議した結果、90トン焼却施設の老朽化を踏まえた安定処理の継続性や維持管理経費削減の観点から、同施設を令和5年度末までに稼働停止する必要があるとの結論に至りました。

したがって、改定計画では、本組合が令和6年度及び7年度に、はだのクリーンセンターで処理可能な上限量を超える分の焼却対象量を圏域外の資源化施設へ搬出することにより、1施設化の移行時期を現行計画に比べて2か年早い令和5年度末までとする方向で、最終的な調整を進めているところです。

続きまして、御質問の2点目、コロナ禍における秦野斎場の運営についてお答えいたします。まず、秦野斎場における新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬件数は、現時点で17件となっております。居住地ごとの内訳といたしましては、秦野市の方が9件、伊勢原市の方が7件、両市以外に住所のある方が1件です。

次に、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬方法についてとなりますが、本組合では感染拡大防止を図りつつ、コロナ禍であっても極力通常どおりの火葬を実施できるよう努めているところであります。具体的に申し上げますと、御遺体は病院などにおいて感染管理の観点から非透過性納体袋に収容され、消毒後に納棺されます。その後、ひつぎに目張りをした上で、葬祭事業者へ

御遺体が引き継がれ、秦野斎場へ運ばれることとなります。

このように秦野斎場へ運ばれてきた御遺体は、既に十分な感染症対策が施された状態となっていることから、3密の回避、手指消毒等といった基本的な感染症対策を行い、最小限の人数に抑えていただいた上で、告別及び収骨時の御遺族等による立会いを可能としております。

また、他の火葬に立会いする方にも配慮するため、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬は、その日の火葬が全て終了した後、もしくはその日の最初に行うなどの工夫をしております。そのほか火葬が終了した際には、待合室や告別室の消毒を実施するなど、あらゆる観点からの感染症対策を徹底しているものです。

本組合といたしましては、今後も秦野斎場に関わる全ての皆様に、感染症対策に関する御理解と御協力をお願いしつつ、最大限、御遺族の心情に沿った火葬業務を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再度質問させていただきます。

伊勢原清掃工場90トン焼却施設につきましては、先ほど議員連絡会でも御報告いただきましたとおり、稼働から45年以上が経過されているということでございますが、そういった中で大変老朽化が著しいものの、修繕費用をかければ可燃ごみの焼却自体は行うことができると伺っております。

これまでは2つの焼却施設で処理のリスク分散ができていたように思われますが、1施設化になった後の可燃ごみの焼却計画への影響が出るのではないかと、施設の運営上の観点から1施設化へ移行することのメリットや課題があれば改めてお伺いさせていただきます。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に係るメリットや課題等についてでございます。

まず、メリットの観点から御説明をいたしますと、伊勢原清掃工場90トン焼却施設は老朽化が著しいことから、近年では想定外の突発的な修繕が必要となる故障等の発生頻度が高くなっております。

したがって、ごみの安定処理を継続するためには、可燃ごみの総量を減らした上で、90トン焼却施設の稼働を早期に停止することが重要であると考えております。

また、90トン焼却施設には、近年の実績を平均すると修繕料のみで年間約2億円程度の経費がかかっていることを踏まえ、同施設の稼働停止は、ごみ処理施設に係る維持管理経費を大きく削減することにつながり、1施設化の移行時期を早めることで、さらに高い財政面での効果が生まれます。

次に、課題につきましては、御質問のとおり1施設体制へ移行した後は、焼却処理施設において故障等の不具合や災害等による交通網の遮断などの緊急事態が発生した場合、現状のようにはだのクリーンセンターと90トン焼却施設が相互に補完しながら業務を継続することができなくなります。

しかしながら、ごみ処理施設の故障等が長引いた場合の対策として、神奈川県主導の下に、湘南地

域県政総合センター管内の5市3町1一部事務組合による一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定を締結しており、緊急時におけるごみ処理施設の相互利用など近隣自治体との協力体制を構築しています。加えて、相互援助協定を締結している自治体と民間の廃棄物処理事業者で災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結し、災害廃棄物の収集運搬や処理処分を円滑に行う体制も整えております。

なお、災害廃棄物の処理については、他の廃棄物処理事業者とも、秦野・伊勢原両市及び本組合で同等の協定を締結しております。このように焼却処理の1施設化に伴い生じる緊急事態発生時のリスク分散が難しいといった課題に対しましては、他自治体や民間事業者との広域的な連携を図ることで対応してまいりたいと考えているものです。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 ありがとうございます。

焼却処理の1施設化が実現された場合でございますが、伊勢原清掃工場に搬入されていた可燃ごみが、はだのクリーンセンターに搬入されることとなります。はだのクリーンセンターに搬入される際におきまして、想定されるのが周辺道路への影響と考えます。その際、どのようにその件についてお考えになっているのか、また施設内の車両の出入り等を円滑にするための手法等は検討されているのか、改めてお伺いさせていただきます。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、1施設化に伴うはだのクリーンセンターへの搬入車両増加による周辺道路への影響及び施設内の円滑な車両通行についてでございます。

初めに、周辺道路への影響についてお答えをいたします。現在、はだのクリーンセンターでは、主に秦野市の計画収集ごみを搬入する収集車両及び秦野・伊勢原両市の事業系ごみを搬入する民間のいわゆる許可業者の収集車両が出入りしております。

一方、伊勢原清掃工場では、主に伊勢原市の計画収集ごみを搬入する収集車両が出入りしておりますが、現状でも90トン焼却施設が修繕等により稼働を停止している間は、この分の収集車両がはだのクリーンセンターへ搬入を行っております。

そこで、こうした全ての収集車両がはだのクリーンセンターへ搬入を行っている場合を例に御説明いたしますと、両市で可燃ごみの収集日が重なり、最も出入りする車両台数が多くなる月曜日と火曜日は1日当たり平均22台程度、収集車両が増加しています。

しかしながら、周辺道路への影響は特段見られておらず、円滑に搬入作業が完了していることから、1施設体制へ移行した後も大きな混乱は生じないものと見込んでおります。

次に、こうした年間を通して車両台数が増加することに伴う車両通行の円滑化に向けた手法については、入り口及び出口の計量窓口やプラットホーム内で従事する委託事業者の職員による誘導などで

対応することを想定しています。

また、本組合といたしても施設管理を行う立場から、関係する事業者等へ交通法規を遵守した安全運転を指導することで、地域住民の方々あるいは周辺道路を利用される方々の安全と安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 ありがとうございます。

今後の可燃ごみ量等の推計にもよりますが、少しでも早く90トン焼却施設を閉鎖することで、周辺市民の方々をはじめ、職員皆様の安全安心へとつながりますし、何よりも経費削減による両市への財政負担軽減ともなります。引き続き両市とともに、ごみの減量に向け一丸となって取り組んでいただくことを要望させていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、コロナ禍における秦野斎場の運営について再度質問させていただきます。感染力が強いといわれる変異株が流行している中、9月末には緊急事態宣言が解除となりましたが、これまで多くの参列者が来館される秦野斎場におきましては、どのような対策を取られてきたのか、また斎場に從事されている職員さんは、どのように対策され、対応しているのか、これまでの対策の成果等について検証されているのかお伺いをさせていただきます。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、秦野斎場においてこれまで取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策及びその成果の検証についてでございます。

初めに、秦野斎場の来場者と運営側の職員、それぞれの感染症対策を御説明いたします。まず、火葬の立会いに訪れた方や葬祭事業者等の来場者に対しましては、手指消毒の徹底に加え、体調不良の場合に来場を控えていただくこと、マスク着用とソーシャルディスタンスの確保を行うこと、立会いされる人数を最小限に抑えていただくことなどをお願いしています。

また、食事については御遠慮いただくか、やむを得ず食事をされる場合も個別配膳とするよう御協力いただいています。加えて、神奈川県がまん延防止等重点措置の区域に指定されていた間と緊急事態宣言が発出されていた間においては、酒類の提供を取りやめておりました。さらに、昨年4月に発出された1回目の緊急事態宣言の際には、来場者の接触機会を減らすことを目的に、1日当たりの最大火葬件数を16件から14件に縮小いたしました。

なお、最大火葬件数につきましては、消毒の徹底など基本的な感染症対策を行った上で、現在では通常どおりの16件に戻しております。

次に、運営側の職員、具体的には秦野斎場の管理運営業務に現場で従事する指定管理者の職員における感染症対策を御説明いたします。指定管理者におきましては、職員同士の接触機会を減らすため、執務する事務室を2部屋に分け2班体制としたほか、関連事業所からの応援が可能となる人員支援体

制を整えております。

また、国及び県などの取組を参考に、秦野斎場感染症対策マニュアルを作成し、御遺体の受入れや消毒方法等の作業手順に加え、職員に感染が判明した際の連絡体制を明確化することなど感染症対策に係る知識を深め、職員間で共有する取組にも努めているところです。

最後となりますが、こうした感染症対策の成果と、その検証について御説明いたします。秦野斎場では、来場される方々の御理解と御協力の下に、指定管理者と本組合が一体となって感染拡大防止に向け取り組んできたことで、多くの方々が訪れる施設であるにもかかわらず、いわゆるクラスターはもとより、職員の感染者も現在まで発生しておりません。

したがいまして、現状の感染症対策については相応の効果を発揮しているものと評価しておりますが、コロナ禍の収束がまだ見通せない状況にありますので、引き続き有効な対策を積極的に取り入れつつ、指定管理者と共に、その成果に対する入念な検証を重ねていく必要があると捉えております。

また、9月30日をもって緊急事態宣言が解除されたことで、人々の生活様式等に変化が見られてくると想定されるため、状況に応じた感染症対策を徹底し、安全安心な施設運営を継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

秦野斎場は、秦野市及び伊勢原市における唯一の火葬場でございます。火葬業務は市民の生活の環境維持のために必要不可欠なものでございます。新型コロナウイルス感染症によって業務が滞ることがないように、引き続き対策を徹底していただき、特に従事されている職員皆様の安全を第一に考えながら、業務の継続に努めていただくことをお願いさせていただき、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で福森真司議員の一般質問を終わります。

風間正子議員。

〔風間正子議員登壇〕

○4番風間正子議員 秦野市議会から選出されております風間と申します。通告に従いまして、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の改定状況についてお伺いしたいと思います。

これは平成30年第3回定例会、また令和2年第2回定例会でも90トン焼却施設の稼働停止とごみの減量・資源化について再度お伺いしております。その続きというわけではございませんが、前回までもこのような答えをいただいております。秦野・伊勢原両市がそれぞれ策定したごみ処理基本計画と、両市と組合が三者で計画している秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画ということに基づきまして、両市のごみの減量・資源化の進展によりまして大きく上回る大幅な減量を達成しているという状況も聞いております。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、外出自粛やテレワークなどで家庭で過ごす時間が長くなりまして、飲食や片付け等で発生する家庭ごみが増えてきたと。また一方で、緊急事態宣言に伴う休業要請によって、一部業種の事業活動が制限されたことから、事業系のごみは大幅減となり、可燃ごみ全体としては減少傾向を維持している中、ごみ量の推移を注視していきたいという答えをいただいております。その後も組合議会の開催ごとに行われる議員連絡会等でも、引き続き順調に減量しているようでございます。

また、平成29年3月に策定しました秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画についても、策定から5年が経過し、また本年度は、その見直し作業が進められていると聞いております。この計画の中で、秦野市、伊勢原市両市におけるごみ処理について様々な課題があり、その中の一つの大きな課題が焼却処理施設の1施設体制化への移行時期についての判断だと思えます。

そこで、両市それぞれごみ処理基本計画改定の基礎資料となる可燃ごみの組成分析を昨年度から今年度にかけて実施しており、将来のごみ量の推計をしているのではないかとと思いますが、こうした組成分析の結果と、ごみ量の将来推計を踏まえた1施設化の移行時期に関わる検討状況についてお伺いしたいと思います。

再度の質問については、質問者席で行わせていただきます。

〔風間正子議員降壇〕

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 風間議員の御質問にお答えをいたします。御質問は、可燃ごみの組成分析調査の結果及び今後のごみ量の推計を踏まえた1施設化の移行時期についてでございます。

初めに、可燃ごみの組成分析調査は、平成29年3月に秦野・伊勢原両市と本組合の三者で策定したごみ処理広域化実施計画の改定作業における基礎資料とするため、両市の家庭ごみと事業系ごみ、それぞれに含まれるごみの組成割合を調査したものです。

まず、家庭ごみの調査につきましては、両市の計画収集ごみを対象としたものであり、現行計画を策定した平成28年度の調査と同様、商店の多い地域、戸建て住宅の多い地域、高層住宅の多い地域、及び市街地周辺の自然が豊かな地域といった特性が異なる4つの地域を両市が選定し、それぞれの収集場所から調査対象となる可燃ごみを採集いたしました。

なお、調査の時期は、昨年9月から本年6月までの間において、春、夏、秋、冬の4回に分けて実施することで、地域ごとの特性に加えて季節ごとの傾向を把握しています。

今回の組成分析結果を御説明いたしますと、平成28年度の調査時と比べ、草木類の割合が大幅に下がり、両市を合わせた平均で約21%減少していることから、両市が取り組んでいる剪定枝や草木類の資源化施策がごみの減量に大きな効果を発揮したことが分かります。

その一方で、プラスチック類が約14%、資源化可能な紙類が約11%含まれており、さらには厨芥類のうち、食べ残しや未開封状態の加工食品等、食品ロスに該当するものが約13%含まれている結果も

示されています。

次に、事業系ごみの調査につきましては、両市に所在する事業所等から排出された可燃ごみを対象としたものであり、これらを収集・運搬する民間の許可業者30者の中から選定した8事業者の搬入ごみを調査いたしました。

その結果、事業系ごみのうち、特に組成割合が大きかったものは、プラスチック類が約23%、資源化可能な紙類が約11%、さらには食品ロスに該当するものが約20%含まれており、全体的に家庭ごみよりも分別が進んでいない状況が分かりました。ただいま御説明いたしました組成分析結果を踏まえますと、家庭ごみ、事業系ごみともに、いまだ適正分別や排出抑制の面で改善の余地が残されているものと捉えております。このようにごみの組成割合から見ますと課題も存在いたしますが、可燃ごみ総量自体は両市の減量・資源化施策の進展により削減が進んでおります。

そこで、計画改定に当たって算定を進めているごみ量の将来推計と、その結果を踏まえた1施設化の移行時期について御説明をいたします。まず、現行計画を策定した平成28年度時点における焼却対象量の実績は、両市合わせて約6万7,300トンであったところ、令和2年度時点では7,900トン減の約5万9,400トンまで減量が進みました。こうした実績に加え、先ほど御説明いたしました組成分析結果や、今後の両市における人口推計及び施策効果等を加味したごみ量の将来推計では、焼却対象量が令和6年度時点で約5万7,300トン、現行計画で1施設化の移行時期としている令和7年度時点で約5万6,300トン、令和8年度時点では約5万5,900トンまで削減される見込みとなっております。

したがいまして、推計値のみで判断をすると、1施設化は現行計画どおり7年度末までとしなければ実現が困難であります。

しかしながら、90トン焼却施設は老朽化が著しく、稼働の安定性に対する課題が生じております。加えて先ほどの議員連絡会でも御説明いたしましたとおり、同施設の稼働停止を現行計画よりも2か年早めることで、約4億円もの非常に高い経費削減効果が得られるという試算結果を踏まえますと、1施設化は令和5年度末までに実現するべきであると、両市及び本組合の三者により判断をいたしました。

そこで、令和6年度から7年度までの間に、焼却対象量のうち5万6,000トンを超えると見込んでいる分につきましては、本組合から時限的に圏域外の民間資源化施設へ搬出する施策を実施することにより、1施設化の2年前倒しを改定計画に位置づける方向で現在、最終的な調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○高橋文雄議長 風間正子議員。

○4番風間正子議員 ありがとうございます。

順調になればということだと思いますが、今言ったように、この推移を保たないと危ないのかなという感じはいたします。両市が一生懸命頑張っていただいて、様々な減量や資源化の施策を実施する

ことによりまして、伊勢原清掃工場90トン焼却施設の稼働停止に伴うはだのクリーンセンター1施設体制化への移行時期は、現行計画より2年前倒しすることに向けて検討しているということだと思えます。

これが確実に減量されれば、推移されればということだとは思いますが、しかし先ほど説明があった将来推計によると、令和6年度時点では1施設で処理可能な量まで焼却対象量の削減が進まないと見込まれており、前倒しを図るために組合で圏域外の民間施設へ排出する施策を実施するということでした。これは先ほど議員連絡会でも少し伺いましたが、あくまでも秦野・伊勢原両市が今後も減量の手を緩めず、さらなるごみの分別徹底や資源化施策を進める必要があり、計画どおり減量できることが前提になるかと思いますが、組合で実施する施策の具体的な内容はどのようなか伺いたします。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、1施設化の前倒しを図るために本組合で実施する施策の具体的な内容についてであります。

本組合が実施する焼却対象量の削減施策において圏域外へ搬出する対象となるごみは、不燃・粗大ごみに含まれる焼却可能なもの、これを便宜的に可燃性粗大ごみ等と呼んでおりますが、こちらに加え可燃ごみに含まれる繊維類を想定しています。このうち可燃性粗大ごみ等については、両市から伊勢原清掃工場に搬入された焼却処理可能な粗大ごみのほか、不燃ごみやベッドなどを解体した後に残った木製部品類等であり、現在は、はだのクリーンセンターへ運んだ後に、焼却処理しているものです。

また、可燃ごみに含まれる繊維類は、両市が資源ごみとして収集した古着等の繊維類のうち、民間の資源化事業者によりリユースやリサイクル等に適さないと判断され、はだのクリーンセンターで焼却処理しているものとなります。

このような可燃ごみとして排出されてはいないものの、最終的には本組合で焼却処理しているごみを時限的に圏域外の処理施設へ搬出し、焼却または熔融した後に、道路の路盤材等へ資源化する施策を検討しているものです。

しかしながら、この施策は、両市から排出される可燃ごみ自体を減らすものではございません。

また、搬出予定の資源化施設が所在する自治体には、事前調整の場などを通し、あくまでも1施設化の早期実現に向けて実施する令和6年度及び7年度における時限的な措置であることを説明した上で、御理解をいただいたものでございます。そのため、現状の推計では、先ほど御説明いたしましたとおり、令和8年度に5万6,000トンを下回ることになると見込んでいるものの、8年度以降はもとより、それ以前の段階から目標に向けて両市に可燃ごみの削減を推進していただく必要がございます。

こうした状況を念頭に、今後も本組合を含めた三者が強固な連携の下、更なるごみの減量・資源化を図ることで、安定的な焼却処理体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 風間正子議員。

○4番風間正子議員 いろいろとありがとうございます。

しかし、いろいろと問題が出てきたなと感じました。このごみの分別のあれを見ましても、まだリサイクルしなければいけないものが幾つか出てきているような気がいたします。

少し話が戻りますが、組成分析をしたときにも、草木類というのは、これをやれば本当に結果が大幅に下がるということは、よく秦野市もやりましたので、今、伊勢原市もやっているとありますが、下がったということです。また、そのほかにもプラスチック類が14%、それから資源化可能な紙類がまだ11%、それから食べ残しや未開封状態の食品加工品、いわゆる食品ロスです。これも13%。

また、その結果、事業系のごみも見えますと、特に多かったのはプラスチック類が23%、資源化可能な紙類が11%、さらに食品ロスに該当するものが20%含まれ、全体で家庭ごみよりも事業系のごみのほうが進んでいなかったという状態で、少しショックだったのですが、実は秦野市も事業者に対して1件1件こういう資源化することをお願いして歩いているのですが、プラスチックについても国が大分、例えばおもちゃとか何かいろいろなものがもうそろそろプラスチックから分けられるようになるのではないかな、資源化されるのではないかなと思ったりしているのですが、それともう一つ、先ほどの可燃ごみの中にある繊維類ですか、これなんかも衣類ですから、どちらかというところコロナ禍にならなければ、いろいろところでバザーがあったり、福祉まつりがあったりして、そういうものが回ったと思うのです。ところが、このコロナ禍において、そういうことが回らなくなったという原因もあるのかなと。

ただ、もう一点、その繊維では分からないのですが、ボタンが外れているとか、ちょっとした穴が空いている、ちょっと汚れていたとか、その程度問題もあると思うのです。その程度問題がどの程度リサイクルに回るのか、可燃になってしまうのかということもこれから考えなければいけない課題になってきているのではないかなと思っております。すみません。時間になりました。少し先へ急ぎます。

それでは、焼却体制の1施設化については、これまでも申し上げてきたとおり、循環型社会の実現に向けて大きな効果をもたらし、また維持管理コストの削減などの行革効果にも寄与することになります。そうした観点も踏まえて、1施設化の前倒しに向けては秦野市、伊勢原市、二市組合の三者が様々な検討をされていることは理解しております。

しかし、長年焼却処理を行ってきた伊勢原清掃工場の90トン焼却施設を単純に稼働停止するだけで完了するものとは考えておりません。焼却施設を稼働停止することに向けて、今後どのような処理が必要になってくるのか、また90トン焼却施設稼働停止に対して何らかの影響はないのか、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、90トン焼却施設の稼働停止に伴う対応と影響についてでございます。

まず、90トン焼却施設の稼働停止に当たっては、施設の閉鎖後にダイオキシン類等の有害物質が外部へ飛散することを防止するため、施設内に残った焼却灰等を十分に清掃した後、煙突等の開口部に蓋をするなどの対策を図ることとなります。

また、稼働停止に伴う影響としては、伊勢原清掃工場における新たな排水処理方法の検討を行う必要が生じます。御説明をいたしますと、現在、伊勢原清掃工場内のごみ処理施設から発生した汚水や事務所などから発生する生活雑排水は、その全てを90トン焼却施設の焼却炉内へ噴霧しています。その後、排ガスの一部としてバグフィルターなどの有害物質除去装置を通し無害化した上で、大気中に放出しているものです。この処理方法は、工場内で生じた汚水等を外部へ排出しなくてよいことや、専用の排水処理設備を設けなくてもよいことなど維持管理面での効果もございましたが、90トン焼却施設の稼働停止後は同様の処理を行うことができなくなります。

したがって、同じ敷地内で粗大ごみ処理施設を稼働させるためには、1施設化へ移行するまでに周辺環境への配慮を念頭に置いた最適な排水処理の仕組みを整備しておく必要がございます。具体的な方法につきましては、環境アセスメントの実施なども想定されることから、神奈川県等の関係機関と調整しつつ、検討を進めております。こうした影響を含め、今後も様々な観点から稼働停止に伴い生じる課題等を整理した上で、迅速かつ計画的な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 風間正子議員。

○4番風間正子議員 ありがとうございます。

一つの今まで四十何年動いていた焼却炉を止めるとどういう結果になるかということが、本当によく分かります。いろいろな問題が思わないところに出てくるのだと、私もつくづく今回感じました。私も長いことごみの問題について、焼却場も何回も行っていましたが、こういうことがあるのだと本当に少し分からなかったなと思っていました。

ですから、あの当時、全国に1,800自治体ぐらいあったのですか、1,800から2,000ぐらいあったのですかね、自治体。今、合併して少なくなりましたが、当時自治体に1本ずつあったのですものね、焼却炉が。だからそれが今、全部残っているのでしょうか、多分。そうなってくると、それを解体していくというのは大変なエネルギーですよ、お金もかかりますし。では、この狭い日本の国土に、どこに埋めるの。みんな持ってこられる人は、ノーです。あれは産業廃棄物ですもの。

だからそうなってくるから、私、あの当時から、平成、議員になってから、ごみは燃やさない、なるべく少なく、少なくしましょうと。大きな焼却炉は要らない。国は200トン、300トンと言ったのですよ、あの当時。大きいのを造らないと補助金出なかったのですもの。でも、秦野市はあの頃、100トンでもいいとかありましたよね。だからやっとなんて少なくなってきたのです。もうその頃は燃

やせ、燃やせだったのです。ですから、あれから比べたら、あのはだのクリーンセンターのときに、焼却炉を造るときに大分けんけんごうごうやりましたが、少なくともよかったなとやっぱりそう感じました、感想として。

ですから、今回、この90トン焼却施設を閉めるに当たりまして、やはり近所の方にも大変御迷惑というか、いろいろありましたので、丁寧にいろいろやっていただきながら、お水の問題はまだこれから続くと思いますので、環境アセスメント、それから専門家を入れまして、ぜひご近所、また周辺地域からいろいろ苦情がないようにしっかりとごみ処理、後始末はしなければいけないなと思っております。

あともう一点、今段階的に、時限的に令和6年度、7年度にお金なのですか、繊維類を取りあえずこれを閉めるための当座のものであって、このお金は2億円、4億円とかかるようですが、でも当座ですから、当座と見て、私たちも。それを延々と払うのではなくて、90トンを閉めて、これを延々とやるのだったら少しどうなのかなと、お金の問題があるのですが、ただ時限的に2年間ぐらいで、ここでお願いして、当座預かってもらいながら、片方では両市で、今出た、私幾つか言いましたが、資源化できるものには、今度、自分たちのSDGsではないのですが、やはり原点に戻って燃やさないと、私はあの当時言っていた燃やさないということをもう一度私たちが確認をしてやらなければいけないときに来たのだなと思いました。

それとあともう一つは、このごみ問題は、なるべくは自区内処理でやっていただいて、いろいろなところに持っていくと、またそこでいろいろな弊害が出てきますので、ですからできればなるべくそういうものは仕方ないです。今やる場所がないのですから、そこへ持っていくしかないだろうなと思います。

ありがとうございます。最後になりますが、要望と兼ねて今感想を述べておりましたが、持続可能な社会の実現、それから循環型社会の推進のためには、ごみの減量が第一であり、それは市民一人一人の心がけで実現可能です。両市においても現在、焼却処理をしているごみの中に、もっと分別できるものはないのか、もっと資源化できるものはないのかといった検討をしまして、今後もさらに減量施策を進めていく必要があると思います。

また、両市とともに二市組合で、ごみの減量を減らすための施策を実施していかなければいけないなと思いました。秦野市でも「リユース！もったいないDay！」もやっておりまして、そういうところに持っていったいただきながら、なるべくリサイクルできるような形を両市とも取って、先ほど中村議員からも環境学習の話がありましたので、できればはだのクリーンセンターでそういうことを、SDGsを掲げて、秦野市があと何年頑張るといふ、何かそんな目標、両市が頑張るといふようなことを出していったら、リサイクルが進むのではないかと思いますので、それも要望を加えて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で風間正子議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○高橋文雄議長 以上で、定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を閉会いたします。

午後 0時09分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 高 橋 文 雄

副 議 長 小 沼 富 夫

会議録署名議員 風 間 正 子

会議録署名議員 阿 蘇 佳 一